平成２３年（フ）第８１６７号
大阪府東大阪市吉田２丁目４番40号　ＰＡＬＭＩＺＩＯ花園Ⅳ102号、前住所大阪府東大阪市松原１丁目18番41号
債務者　川上　公之
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４００号
大阪府豊中市東豊中町６丁目９番13―1301号、前住所大阪府豊中市緑丘２丁目12番14号
債務者　戸髙　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８号
大阪府池田市石橋１丁目21番15号
債務者　西田　晋介
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５７号
大阪府枚方市茄子作２―29―21　チェリー茄子作204、住民票上の住所大阪府交野市星田９丁目49番18号
債務者　向井美裕希
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５号
大阪府門真市江端町２番28号
債務者　岡本　千恵
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１号
大阪市都島区都島中通３丁目１番４号　矢田谷荘
債務者　髙橋　晶子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５６号
大阪市東淀川区豊新３丁目４番32―406号、前住所大阪府摂津市千里丘東５丁目11番４―502号
債務者　白江　亜貴
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３５号
大阪府吹田市山田西３―14―14、住民票上の住所大阪府松原市岡２丁目12番15号
債務者　山内　幸雄
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３２号
大阪府高槻市西面中１丁目６番８号
債務者　髙良　　薫
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５１号
大阪府東大阪市衣摺１丁目１番18号
債務者　泉　　広一
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７３号
大阪市住吉区苅田７丁目４番10―512号
債務者　後藤　美英
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３４号
大阪府枚方市禁野本町１丁目２―19　川村ハイツ104、前住所大阪府枚方市牧野本町２丁目15番19―301号
債務者　西尾　一幸
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４７号
大阪府摂津市東別府１丁目２番14号
債務者　山崎　　修
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７６号
大阪府豊中市服部寿町２丁目３番５号
債務者　松吉　整司
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１１１号
大阪府豊中市上野東１丁目４番29号
債務者　河野　祐介
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２３号
大阪府吹田市川園町61番12―403号、前住所大阪府摂津市学園町２丁目９番25―107号
債務者　藤宮　正宏
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７４号
大阪府東大阪市新家西町６番８―508号
債務者　中澤　與男
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７５号
大阪府東大阪市新家西町６番８―508号
債務者　中澤　惠子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部